

船舶事故等調査報告書

平成24年7月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011広第129号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成23年4月21日 15時15分ごろ	
発生場所	愛媛県新居浜市東予港東港地区の公共岸壁 新居浜市所在の船上岩灯標から真方位183° 2,360m付近 (概位 北緯33° 57.1' 東経133° 14.1')	
事故等調査の経過	平成23年7月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 親龍 ^{しんりゅう} 3,69トン 132253、親力海運株式会社 B バージ バクシン、長さ50m なし、親力海運株式会社	
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	A なし B 左舷船尾部凹損及び擦過傷	
事故等の経過	A船は、船長ほか2人が乗り組み、船首約1.4m、船尾約2.6mの喫水で、石炭約1,800tを積載して船首約2.8m、船尾約3.6mの喫水となったB船を押して押船列（以下「A船押船列」という。）を構成し、東予港東港地区の公共岸壁に右舷着けで着岸するために左回頭したところ、風潮流により圧流されてB船の船底が浅所に乗り揚げた通過した。 A船押船列はそのまま着岸して荷役を終え、その後、B船を上架したところ、損傷が確認された。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 1 海象：潮汐 下げ潮の中央期、海上 平穏	
その他の事項	船長は、本事故発生場所付近が浅くなっていることを知っていた。 船長は、着岸前の左転時、風潮流の影響で圧流されていると思っていた。 船長は、A船押船列が風の影響を受けやすいと思っていた。 B船は、積荷を満載した状態であった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり A船押船列は、東予港東港地区の公共岸壁に着岸作業中、船長が風潮流の影響を考慮せずに回頭したことから、圧流されてB船が浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、A船押船列が、東予港東港地区の公共岸壁に着岸作業中、船長が風潮流の影響を考慮せずに回頭したため、圧流されてB船が浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	

参考

今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- ・ 着岸作業に際しては、風潮流の影響を考慮して操船を行うこと。